

会議録要旨

会 議 名	令和7年度第3回港区特別職報酬等審議会
開 催 日 時	令和7年10月30日（木曜日） 午後6時から午後7時30分まで
開 催 場 所	区役所9階914、915会議室
委 員	（出席者） 古川史高・白井浩之・河合智・田中泉・中野智江子・芝耕太郎・秋田恵・辻村法泰・栗山由美 （欠席者）堀信子
事 務 局	総務部長、総務課長、総務係長、総務係員
その他出席者	区議会事務局次長
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	（1）特別職の報酬等について （2）報酬等の改定の適用日について （3）政務活動費について
配 付 資 料	[席上配付] 資 料 1 特別区（23区）の昨年度の答申内容 資 料 2 特別職等の任期について 資 料 3 月例給改定の適用日による違いについて 資 料 4 第2回 会議録要旨
会議の結果及び主要な発言	

会 長	1 開会
総務課長	配付資料の説明
	2 議題 (1) 特別職の報酬等について
総務課長	資料1についての説明
A 委員	意見なし。
B 委員	<p>前回申し上げたとおり、港区の特別職、議員は特別区の中でも1番であってほしい。現状は5番目ぐらいになっているので、勧告以上の数字にして、1番を目指していきたいというのが私の思い。</p> <p>とはいえ、本日の資料を見ると、昨年度の勧告の引上げ率である2.89%を採用しているのは2区程度で、他は0.8~0.9%が多く、港区も0.9%であったことから、今回は勧告どおりの3.8%がいいと思う。</p> <p>また、今の議員には部長級の年齢よりもはるかに若い人もいますので、そういう人にもしっかりと報酬が行き渡る方がいい。そうしないと議員のなり手が減ってくることから、少なくとも勧告どおりの3.8%は保持したい。</p>
C 委員	<p>前回同様に試算2(3.4%)の上級職の引上げ率を適用するという案を採用したい。本日の資料1の内容を確認すると、特別職も議員も上級職に準じた扱いで昇給率を上げていくのが妥当と考える。</p> <p>他区は6級だけの昇給率で見ているようだが、港区の6級だけを見た場合、違いはあるのか。</p>
総務課長	各区によって算出の方法が異なると思われる。
C 委員	傾向としては、若い人に厚めにし、級が上になるほど昇給率は低かったであろうと推測しているということか。
総務課長	委員のご意見のとおりである。
D 委員	<p>前回、試算1(勧告どおり3.8%)を採用したいと意見したが、昨年からの話し合いも含め、特別職と一緒に仕事をする職員で言うと、4~6級の職員がメインと考えれば、率としても同じ引上げの方がスムーズかと思う。</p> <p>気持ちとしては試算1だが、日々一緒に仕事をともにする職員の立場に立って考えると試算2(3.4%)に合わせて率を上げる案を採用したい。</p>
E 委員	若手に手厚くということなので、試算2(3.4%)を採用したい。
A 委員	階級の下の方と上の方で、差があまり大きくしない方がモチベーションにつながると思うので、試算2(3.4%)を採用したい。
F 委員	<p>人事院勧告の一般の職種と公務員という違うものを同じ位置づけで考えて引き上げることについて、ナンセンスに思う部分も多くある。</p> <p>その上で、前回どちらかといえば試算2(3.4%)と発言したが、3.4%より低くてもよいのではないかと思う。区民感情としては、高齢者サービスの充実などを求めている中で、人事委員会から引上げの勧告があるから上げるというのは、理解を得られないのではないかと思う。</p>

会 長	3.4%以下の中で具体的な数字の感覚があれば教えてほしい。
F 委員	区の部長級と一般企業の部長級が、責任や業務的にどのくらいリンクしているのかということから考えなければならない。 試算するには資料が必要だが、それは難しいと思うので、希望としては 3.4%よりも低くだが、現状の中で考えると 3.4%しかないと思う。
会 長	各号級の平均を教えてほしい。
総務課長	今年度は各号級とも 3.4%となっている。
G 委員	前回と変わらず試算 2 (3.4%)、またはそれ以下。 勧告は、採用時の較差是正と 1～6 級のこう配をなだらかにすることにあるので、その勧告の内容を特別職に採用するのはどうなのかと思う。
会 長	3.4%か 3.8%のいずれかで採決をとりたい。
D 委員	3.4%以下という意見については採決しなくてよいのか。
会 長	具体的な数字がないので、3.4%か 3.8%のいずれかとする。 採決 (3.4%が多数)
会 長	本審議会としては、月例給の引上げ率 3.4%で確定する。 特別給については 0.05 月引上げで異論はなし。 適用日について事務局からの説明を求める。 (2) 報酬等の改定の適用日について
総務課長	資料 2 及び資料 3 についての説明
会 長	一般職については、退職しても 4 月 1 日から退職までの期間を遡って差額支給しているとのことだが、特別職等についても同じ形を採るのかどうかについて、意見を求める。
B 委員	元副区長については、任期が 10 月 15 日までのため、差額支給でいいと思う。新副区長については、10 月 11 日までは教育長の任期のため、教育長の期間と副区長の期間について差額支給するのが適切かと思う。新教育長については、教育長としての期間について支払うべき。元議員については、任期満了ではなく自ら辞めたので払う必要はないと思う。
会 長	新教育長について、10 月以前 (部長職) 分は一般職としての遡及なのか。
総務課長	新教育長は、10 月 11 日までは一般職のため、今回の答申にかかわらず、一般職のルールに基づくため遡及される。
会 長	元議員は遡りを適用しないという個別対応はできるのか。
総務課長	条例としては別だが、遡及の仕方を変えることは説明が難しい。
B 委員	案 2 (一般職と同じ) を採用する。

C 委員	案1（昨年度の答申と同じ）でよい。昨年も、4月1日以降に退職した人には支給しないと答申を出しているの、一貫性をもった方がいいと判断した。
H 委員	昨年度も同様の議論をしたか教えてほしい。
総務課長	昨年度の答申の際、実際の運用の仕組みについては全員に説明してほしいという意見をいただいていたことから、今回は資料を調製した。 過去の答申においても、条例施行時に職にない者には適用していないことは確認している。
H 委員	案1（昨年度の答申と同じ）のほうがいいと思う。
総務部長	答申の際にご意見をいただいたため、資料も調製したことから改めて議論していただければと思う。
D 委員	昨年度深く理解できないままここまで来てしまったが、一般職と特別職の違いはそこなのかと思うので、一般職と同じである必要はないかと思う。
E 委員	新副区長を例にすると、教育長の任期が10月11日までであったので、その分を差額支給する案2でよいのではないか。
A 委員	新副区長は、差額支給について、教育長の任期の10月11日までは遡り、副区長の任期は10月15日からということであれば、案2でよい。
F 委員	前回同じメンバーで決めたことなので案1でよい。
G 委員	もともと一般職についても遡るということが意外と感じる。ただ、新副区長の教育長の期間を差額支給するというのも理解できるので、案2。
H 委員	条例の適用日を4月1日にした上で遡及しないというのは、法律的に問題にならないのか。
会 長	そういった条例であれば問題になる。
H 委員	その観点からすると、案2にすべきかと思う。
D 委員	昨年度、同じような（年度途中で就退任した）対象者は居たか教えてほしい。
総務課長	昨年度は区長と副区長が交代している。昨年は、前区長、前副区長については遡って差額支給していない。
E 委員	案2に変えるということは、平成27年度から続いてきた前例を変えることになるのか。
総務課長	そのようになる。しかし、交代の年に増額改定であった例が平成27年度ごろで、その他の交代の年は減額改定が多く、将来の日付を適用日に行っていることを確認している。 また、昨年度も過去も引上げ率がそれほど高くなかったが、今回は4～6級の引上げ率も高く、これまであまり例がない状況である。
D 委員	適用日は変えられないのか。

総務課長	他区では12月1日にするなどの例があるので、別の適用日を設定できる。
D 委員	適用日を未来にすればよいのではないか。
A 委員	今回議論して気が付いたのであれば変えてもいいと思う。
総務部長	是正するのは一つの考え方だと思う。 また、人事委員会勧告の考え方について改めて述べると、官民比較を4月1日時点で実施し、その取りまとめがあったのち、秋ごろ勧告され、労使協議、妥結する。調査や協議があることから、結論が出るのがこの時期になるだけで、本来は4月1日時点の給与と比較しているため、一般職員は遡っている。そのため、港区は一般職員に準じているが、区によっては対応が異なる。
C 委員	法律的観点としてはどうなのか。
会 長	条例で規定したとおり支払えば問題ない。
C 委員	昨年の方申で、退職者に遡りで差額支給していないことは法律に反してはいないということか。
会 長	そのとおり。民間で遡るということはない。特別職は物価高の影響はそれほどないという意見が前回あったため、退職者にまで遡る必要はあるのかという考えもある。 しかし、新副区長は教育長であれば差額が支給されたにもかかわらず、副区長になったために差額が支給されないのは矛盾を感じる。
D 委員	本心としては案2のように遡って支払うべきと思うが、昨年度の結論と異なることについてはどうかと思う。
C 委員	減額の時の運用はどのようにしていたのか。
総務課長	減額の時は不利益不遡及の原則を踏まえ、1月1日からとしている。
D 委員	未来日でよいのではないかと思う。
H 委員	未来日だとずっと職に就いている人の減額幅が大きくなるという事実もある。 変えらなれば、ひずみが生じる。
B 委員	民間の場合は、次年度の昇給を年内に交渉するが、公務員は民間の結果を見ていくため、秋になるというずれがある。そのため、民間でも公務員でも4月1日にするというルールがあるのでないか。
H 委員	民間でも交渉がずれこみ、1～2か月くらい遡ることもあるが、これだけ遡るのは公務員独特と感じる。
D 委員	他の区が未来日にしている根拠はあるのか。
総務課長	確認していない。
H 委員	最初から12月1日であれば問題ないが、今回変えようとするからひずみがでる。

G 委員	勧告はあくまでも一般職のものなので、特別職は遡及することはどうなのか。案1を採用するという考え方でいいのではないか。
会 長	選挙で選ばれる人は別として、他の特別職については職員から特別職に上がる人が中心で、特別職になると待遇が悪くなるということにもなりかねない。そろそろ結論を出したい。 現時点での多数決 案1：3人 案2：4人 検討中：1人
総務課長	現状、様々な意見が出ているため、本議題については次回で決めるということも可能と考える。
会 長	次回にしても意見は変わらないので決めたい。
A 委員	適用日を未来日にした場合、今回だけ不利益となる人はいるものの、来年以降はいないのではないか。
E 委員	昨年度は、区長のみが対象外だった。今年度は新副区長の例があるので、検討すべきだ。
会 長	選挙で選ばれた人と、それ以外で分けてもいいと思う。 採決（案2（一般職員と同じ）が多数）
会 長	本審議会としては、一般職と同じで4月1日に遡って適用することでまとめたい。
総務課長	特別給について、6月1日以降に就任した人は0.025月になることを確認してほしい。
A 委員	特別職の役職名が変わるのは、役職が変わるのではなく、転職と同じ扱いか。
総務課長	そのとおり。退任の際、退職手当が支給されている。
会 長	退職手当が支給されているなら、月例給の適用日についても考えが変わるのではないか。
D 委員	退職手当が支給されているのであれば、遡らなくてもいいと思った。
会 長	先ほどの採決も変わってくる。
F 委員	月例給の適用日を未来日にすれば解決するのではないか。
D 委員	他の区がどのような理由で適用日を未来日にしているのか理由を知った上で答申を出したい。
会 長	他の区がなぜ未来日を適用日にしているのか説明できる資料は用意できるか。
総務課長	未来日を適用日にしている区に確認してお示しすることは可能である。

会 長	先ほど採決したが、適用日の部分については一旦撤回し、次回資料を確認した上で再度採決することにする。
G 委員	退職手当の支給額はどれくらいか。
総務課長	前回の資料2に記載している。
会 長	仮に区長が再任した場合には、4年ごとに支払われるということによいか。
総務課長	そのとおり。
G 委員	一般職から特別職になった場合も、一般職の退職手当は出るのか。
総務課長	一般職を退職した時点で退職手当は支給する。
区議会事務局次長	(3) 政務活動費について 港区政務活動審査会の内容についての説明。
会 長	前回、議員等から要望はないかという質問をした。
区議会事務局次長	議会ではまだ議論していない。 前回、港区政務活動審査会での意見を資料要求された。 議会側で政務活動費を改定するという事になれば、報酬審議会に改めて諮問することになるが、現状はそのような状況ではない。 政務活動費について議会で議論するとしたら政務活動費審査会委員はどのように考えるか、ということ参考意見として聞いた。 増額については、区政にどのように生かすのか、適正な使途、透明性の確保をどうするかという議論も合わせてする必要があるとの意見があった。また区民が納得する金額になるよう、算出根拠や算出方法を示して議論する必要があるという意見があった。
会 長	議員もしくは議会から増額、減額の諮問が出されれば、それについて答申をすることになるが、現時点では勉強の段階。
E 委員	議員に会う機会があったので聞いてみたところ、使途の中で最も多いのが広報費で、紙媒体で送る人が多いため、郵便料金の値上げで費用はかかっているが、バランスよく使っているので、すごく足りないということはないが、増額できればよいと話していた。
B 委員	議員に聞くと、増額を希望すると言っていた。
F 委員	区議会議員の意向は、事務局には伝わっていないのか。
区議会事務局次長	個別には聞いているが、議会の全体として意見がまとまって出たことはないという意味で説明している。
F 委員	そのようなことであれば、本審議会で協議するタイミングではないかもしれない。
D 委員	区長から諮問されているので、議会から言われなくても毎年議論はすべき。
B 委員	毎年、諮問されていないのではないか。

総務課長	任期中の諮問になるので、必ずしも初年度に結論が出なくとも問題ない。 2年間の任期の間に意見をまとめてもらえばいい。
B 委員	前回の諮問には入っていなかったのではないか。
総務部長	諮問の対象となる項目は全て入れている。
総務課長	答申で政務活動費について言及しているのは、一番新しくてもコロナ禍よりも前になる。
会 長	本日の審議はここまでとする。
	3 次回のスケジュール
総務課長	次回（第4回）は、11月10日午後6時から4階庁議室で開催。 第5回は、11月21日午前10時30分から4階庁議室で開催予定。
会 長	4 閉会